

チッソ労働者は水俣病にどう向きあったか

石田 博文 2013.11.14

私の所属した労働組合が、水俣病公式確認された1956年に、きちんと対応して、水俣工場の操業停止をさせていれば、その後の被害者の拡大を防ぐことができたし、また、新潟水俣病の発生を止められたかも知れません。

私は、水俣病の原因企業に働いた労働者の一人として、現在も厳しい自己批判をしています。

「水俣病と労働者」というテーマですが、私は、三つの段階に分けてお話ししたいと思います。

資料8 参照

第1段階 1956年～1961年の6年間 「会社の別働隊」の期間

1956年 水俣病の公式確認 (私は、この年に入社)

59年 ネコ実験で排水が原因と特定

漁民の工場乱入

患者さんの座り込み「見舞金契約」

組合の態度

熊本県に対して 工場閉鎖反対・原因究明を

会社に対して 原因究明

漁協に対して 暴力行為をしないこと

*組合は被害者という認識

第2段階 1962年～1967年の6年間 「アリ地獄」の期間

組合潰し (組合分裂・ロックアウト・差別・不当配転・切り崩しなど)

人員整理 (希望退職・解雇・自宅待機・転勤など)

⇒組合員一人ひとりの立ち上がり

耐えるだけの抵抗から闘う抵抗へ

第3段階 1968年以降 「自立と連帯」の期間

1968年8月30日 「恥宣言」

70年 「公害スト」

72年 「労働者証言」

73年3月20日 判決

第1段階「会社の別働隊」の期間

(水俣病公式確認の1956年から、1961年までの6年間)

私は、1956年に地元の中学校を卒業してチッソに入社しました。水俣病への関心はまったくありませんでした。どこか遠い所の話で自分には関係ないと思っていたのだと思います。

1959年10月には、チッソ付属病院の細川医師が猫実験でアセトアルデヒド工場の廃液をエサに混ぜて与えていましたが、水俣病の症状を発症しました。すぐ、水俣工場の幹部に報告しました。工場幹部は、それまで、農薬説、爆薬説を学者を使ってチッソの廃液が原因ではないと主張していましたが、細川医師からの報告で、原因が自分の工場の廃液にあることを正式に知ったことになります。

そこで会社がとった処置は、アセトアルデヒド工場の運転停止ではなく、ネコ実験の中止でした。

その年・1959年には、不知火海沿岸の漁民が工場に来て、面会を求めましたが、断られて怒り、実力で工場内に入り込みました。11月2日のことです。

組合は、4日の昼休みに、職場代表を集めた中間決議機関の代議員会を開いてそれぞれに要求を決めます。資料6 参照

熊本県に対して「工場操業停止反対と原因究明をすること」。

チッソ水俣工場に対しては、「原因究明をすること」。

漁協に対しては、「暴力行為をしないこと」という内容です。

この時の労働組合は、自分は被害者だとの立場でした。

宇井純さんは、1968年に出された「公害の政治学」という本で組合は「工場の別働隊」と批判されています。

この年、1959年には、患者さんたちもチッソに補償要求をされますが、チッソは原因が不明だ、として拒否します。

そこで、工場正門前に座り込みます。冬ですから労働組合は、テントを貸します。寒いので患者さんたちはテントの中で薪、炭で暖房をとります。

テントに組合名が大きく書かれていたため、組合員から苦情が出ました。組合は、テントが汚れるとの口実で貸したテントを返してくれ、と言って取り上げてしまいます。患者さんたちは1キロくらい離れた水俣川まで行って、汚れたテントを洗って返しました。

困っている患者さんたちへの同情から貸したものの組合員から文句が出れば、それを説得するのではなく、組合員の文句に従うほどの意識でした。

第2段階「アリ地獄」の期間

(組合分裂から恥宣言までの1962年から67年の6年間)

この6年間は、チッソ資本から、労働者一人ひとりに、資本の側に立つのか、労働者の側に立つのか、を突きつけられ各人が苦闘した6年間といえます。

資料1～5 参照

1962年春闘で、会社は4年間の賃金協定を回答して組合を一気に弱体化しようとして攻撃をかけてきました。4年間ストをしなければ、他社より2000円多く賃上げをするとの内容でした。組合は、産業別統一闘争を崩すものだとして、反対しました。

会社は、ロックアウト・つまり「工場閉鎖」攻撃で工場内から組合員を排除して、組合を分裂させました。日頃から組合批判グループを育成していましたから、ロックアウト通告の翌日には、第二組合が結成されました。

組合は、全面無期限ストで対抗して183日間闘いました。翌年1963年に終結したとき、第一組合員2400名、第二組合員1000名となっていました。

こうした組合破壊攻撃に出た会社の背景には、それまでの電気化学から石油化学への切り替えが進んでいましたから、水俣工場は、縮小される運命にありました。人員整理するためには、労働組合の弱体化が必要と判断したと思います。

闘争が終結したあと、第一組合への組織破壊攻撃がかけられました。スト終結時2400人いた組合員でしたが、元の自分の職場に戻れたのは594名、何と4人に一人しか、スト前の自分の職場に戻れませんでした。

工場内ではあるが他の現場に配属された組合員は531人でした。815人が新設の雑作業の「施設課」でした。

もつと驚いたのが、工場外にプレハブの建物を造り、「施設5課」という職場を新設して、そこに428人が配属されました。活動家中心でした。組合の代議員、地区役員、社会党員、共産党員、末端職制、現場のベテラン職長などで、工場内には一歩も足を踏み入れることすらさせませんでした。工場内では、第二組合への切り崩しがされても元気のある活動家は、工場の外でした。

私は、スト前は電気部でしたが施設課に配属され、工場内の雑作業をさせられました。

その年、750名目標の希望退職募集があり、組合はスト終結の協定で受け入れていたので、退職勧誘の面接も受け入れました。

私で言えば、希望退職募集では、部長に呼ばれて、一日目10分、二日目6

時間、三日目4時間、説得を受けました。紹介された会社への履歴書を2通書かされました。それに貼る写真まで工場の外に出て写真館で写り就職あっせん室まで連れていかれました。

辞めなければ、第二組合に入れ、それもしなければ、解雇が出るよ、などと言われ、「労働者は闘うしかない」と部長に叩き込まれ、その時初めて本気で労働運動をしなければと思いました。

それは、何も私だけが受けたことではありませんでした。説得を受けた時間が60分以上の組合員は、590名が受けました。

120分つまり2時間以上受けた組合員は144名となっています。説得を受けた組合員は全体で1330名に及びました。

結果的には、3回の募集で合計233名が希望退職に応じました。

3回募集をしましたが目標に達しないとして、310名に指名解雇が出ました。第一組合員269名、第二組合員41名でした。組合は裁判、労働委員会で闘いましたが、「南九州開発」という会社を作り上げ、そこへの配転ということで組合も受け入れました。配転された時こそ、賃金・一時金はチッソ時そのままでしたが、翌年からすべてチッソの60%と差別されました。

14年後にチッソに復帰できましたが、定年退職、他の会社への転職などで40名くらいになっていました。組合は、時間外労働拒否、勤務変更拒否、時限ストなどで闘い続けていました。

このチッソへの復帰については、代議士であった馬場昇先生の大きな尽力があったことも申し添えておきます。

更に、1967年には、水俣工場を2700人から1200人にする、つまり1500人を減らすというトテツもない人員整理が提案され強行してきました。

今、私は人員整理750人とか1500人とか言っていますが大変な闘いでした。それよりもスト終結後の6年間の職場での組合員への会社の攻撃は、凄まじいものでした。

希望退職募集は、第二組合への切り崩しでもありましたから、差別による脱落と合わせて、スト終結から半年で、退職者の他に第二組合への脱落が562名いました。それでもまだ過半数を維持していました。

第二組合への切り崩しは

一つは、「肉体的攻撃」でした。たとえば三交替勤務で高熱現場、肉体労働の過酷な現場であるカーバイド工場400人の現場へは、高血圧、病弱者、高齢者の組合員を。ガスの出る現場へは、ぜんそく持ちの組合員を配転しました。元の職場、楽な職場に移りたかったら第二組合へ加入せよ、という切り崩しです。

二つ目が「**経済的攻撃**」でした。チッソは、賃上げ、一時金で個別査定分を拡大し、差別に使いました。

私の場合、一時金で個別査定分の平均が7000円の時、私は2000円でした。それで課長に「なぜ私は、こんなに少ないんですか」と聞きました。

課長は「君は能力がないからだよ」と平然と言いました。「じゃ平均もらうにはどうしたらいいんですか」と聞くと、「いや、石田君キミには何も期待してないからそのままいいよ」と言いました。東大出の課長がみんなの聞いている事務所で笑いものにしているんです。別に私だけが少ないのではなくて、第一組合員みんなが少ないんです。

三つ目が「**昇進差別攻撃**」です。これは第一組合員は絶対と言っていいほど昇進できません。

一つの職階を上げるのに、早い人で2年、遅い人で6年、平均4年なんです。第二組合員は2年で上がります、第一組合員は6年で上がります。その職階に賃金がついていますから合法的な差別です。

こうした攻撃は組合執行部だけではなく組合員一人ひとりに向けられましたから、第二組合に脱落するか、組合に残って闘うかしかなかったんです。

始めのうちは、組合にいたことが抵抗でした。それでも何年も続くと文句を言うようになります。仲間を大切にようになります。闘うようになります。耐えるだけの抵抗から、闘う抵抗になります。組合執行部から言われなくても一人ひとりの組合員が強くなるしかなかったんです。

逆に言えば、チッソという会社が「もっと強くなれ」と激励してくれた訳です。それで私たちも強くなったんです。強くなるしかなかったんです。

この6年間で、「**アリ地獄の期間**」と言っていいと思います。

この頃、チッソは、アセトアルデヒドの生産で国内で独占的に収益を上げていました。従って、有機水銀の放出も継続され、水俣病の患者さんたちは増え続け、又、汚染も不知火海全域に広がり続けていました。

私は、労働組合は「アリ地獄の期間」といいましたが、**患者さんたち、漁民の方たちにとっても、孤立無援、地獄の時であったと思います。**

第3段階「自立と連帯」の期間 (1968年以降)

組合は、尊い組織的な犠牲を受け資本の本質を自分の目と身体で見抜き、闘うしかないと自覚したとき、やっと水俣病と向き合えるようになりました。

他人の痛みが自分の痛みとして分かるようになりました。

「アリ地獄」から這い出したとき、視野が広がり、回りが見えるようになったのだと思います。それも6年間もかかってしまったんです。何と長い6年間だったのでしょ。悔やんでも悔やみきれない6年間です。

1968年8月30日の組合大会で「水俣病恥宣言」をしました。**資料7** 参照
それまで、組合員では、水俣病について研究会を続けたり、患者さんたちへの連帯活動をしている人たちがいました。しかし、組合大会での「恥宣言」を機に組合として、水俣病に取り組むようになりました。組合の集会にも患者さんたちが参加されて挨拶されるようになり、組合機関紙に水俣病のことが載るようになりました。

組合員は、まだ1300名いて、時間外労働拒否、勤務変更拒否などで闘っていました。

組合へは相変わらず、差別攻撃と6カ月間の自宅待機攻撃、転勤勧誘攻撃が続いていました。

1968年9月、「水俣病の原因はチッソの廃液」と政府が発表しました。

それまで、9年前の1959年に結んだ「見舞金契約」で我慢されていた患者さん、遺族の方たちは「原因がチッソの廃液と分かっても要求はしない」との条文に悩みながらも補償要求に立ち上がられました。

当然、今度は、組合は全面的に支援・連帯に立ち上がりました。会社は、患者さんたちを分裂させて、厚生省の「補償処理委員会」に「全面的に委任する」との署名を求めました。

それに対して自主交渉を求めた患者さんたちには、交渉にも応じませんでした。それでも悩みながらも裁判に立ち上がられたのです。

裁判にはお金がかかる。何年かかるか分からない。勝てるのか。いろんな不安があったと思います。

裁判費用については、当時の熊本県総評が一人1000円のカンパで200万円をつくり支えてくれました。裁判が始まって間もなく、補償処理委員会が一人400万円を提示し一任グループの患者さんは決着をはかりました。

私たち労働組合は、抗議して、その翌日**ストライキ**をしました。チッソ水俣工場の正門前で自主交渉派の水俣病患者さん、遺族と一緒に慰霊祭をしました。

会社は「ストは労使に関係ないものだ」として一時金から4日分のカットをしました。私の記憶では、公害ストは他にないのではないかと、思います。

これらは、もちろん組合が職場で地域で集会を積み上げて実施したものです。ですから、この公害ストで第二組合へ脱落した人はいなかったと、思います。

水俣病裁判では、チッソに働く**労働者の証言**がどうしても必要だということになりました。会社側が「水銀回収は全力をあげていました」、「日常から周辺住民には公害など迷惑をかけないように運転していました」などと主張していましたので、それは事実ではない、との反論が必要だったのです。退職者はじめ現場の労働者が証言台に立ちました。私もその一人です。

1972年3月、4月に分けて6名の労働者が証言台に立ちました。

その証言が始まる前に、こんなやりとりがありました。

私たちはチッソに対して「自分たちが証言したことで、あとで就業規則違反として処分しないと約束してくれ」と言いました。

会社は何と言ったか。「ここに来ているあなた方は、そんな就業規則があるのを承知で来られたんではないですか」。「そんなことがあったら、あなた方は裁判がお好きなようだから、又裁判されたらいかがですか。今更何をおっしゃいますか」と言いました。私の目の前で言いました。

裁判長が「会社は処分しないとされたらどうですか」と発言しました。

会社は「裁判長の発言を尊重します」と言って、私たちの証言は始まったんです。

この時の裁判の弁護団長の**干場茂勝**先生は「西田元工場長の尋問までは、私たちは塹壕の中で苦しい陣地戦を続けているような感じだった。それが一転、従業員や住民、漁民による証言が始まると、私たちはまるで追撃戦で敵を追い詰めているような状況になったのだった」と「沈黙の海」で述べられています。

この第三の段階を「**自立と連帯**」の期間と言って良いのではと思います。やっと労働組合は、自分の足でしっかりと立つことができたのです。組合員同士の団結と水俣病患者さんたちとの連帯ができるようになっていました。

1973年3月20日、40年前になりますが、裁判は**患者さんの全面勝利**となりました。1968年に補償処理委員会で400万円受け取っていた一任派の患者さんたちも、1800万円が適用されたことは、言うまでもありません。もちろんお金で失われた生命・健康が戻って来るわけではありません。

水俣病公式確認から57年が過ぎました。それでもまだ、解決はしていません。これからも共に闘いたいと思います。

就労における配転状況（第一組合員のみ）

希望退職者数（募集目標750人）

資料 4 1963年（単位：人）

	第一組合	第二組合	非組合員	合計
第1次募集 (5/22~6/11)	88	18	2	108
第2次募集 (7/24~8/19)	96	13	2	111
第3次募集 (9/13~9/20)	11	3	0	14
合計	195	34	4	233

資料 1 (単位：人)

就 労 (1963年)	元の職場に就労	就 労 時 に 配 転				合 計
		施設 (工場内) 一四課	施設 (工場外) 五課	その 内に 他 工場	小 計	
第1次(2月1日)	239	—	—	9	9	248
第2次(2月4日)	15	—	—	—	—	15
第3次(2月8日)	3	21	—	—	21	24
第4次(2月12日)	153	86	—	20	106	259
第5次(2月15日)	111	133	—	19	152	263
第6次(2月18日)	11	103	—	105	208	219
第7次(2月21日)	23	170	23	177	370	393
第8次(2月23日)	3	56	—	1	57	60
第9次(2月25日)	20	134	159	197	490	510
第10次(3月4日)	2	84	—	1	85	87
第11次(3月9日)	14	28	246	2	276	290
合計	594	815	428	531	1,774	2,368

就労後6年間の脱落数

資料 5 (単位：人)

年 月	脱落数	その他に希望退職者 195人
1963年		}
2月	122	
3月	121	
4月	65	
5月	63	
6月	142	
7月	48	
8月	7	
9月	9	
10月	2	
11月	1	
12月	1	
1963年計	581	
1964年計	12	
1965年計	21	
1966年計	20	
1967年計	6	
1968年計	3	

組合活動家（役員）の就労状況

資料 2 ※執行委員は全員専従（単位：人）

	代議員	拠点長	地区 委員長	計
施設1~4課に配転	13	2	23	38
施設5課に配転	45	10	21	76
その他の職場に配転	5	0	5	10
元の職場に復帰	0	0	2	2

施設三課—旧土建課
施設四課—土建、電気、工作関係の雑作業補助
施設五課—工場外の整理その他の雑作業

職長配置状況（就労7ヵ月後）

※第一組合員のみ

施設1~4課	56人
施設5課	58人
その他の職場	12人

資料 3 退職勧誘を受けた回数（第一組合員のみ） 単位（人）

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上
第1次	787	275	48	12	4	0	0	1	0	0
第2次	376	196	121	49	18	9	0	1	0	0

退職勧誘を受けた所要時間

(第一組合員のみ) 単位（人）

	20分以下	21分~40分	41分~60分	61分~90分	91分~120分	120分以上
第1次	355	530	369	167	72	60
第2次	355	386	300	126	77	86

一、県当局関係

(イ) 工場操業停止反対について

水俣病の原因が不確定である今日、工場の操業停止を強行せられることは納得のいかないところであり、絶対反対である。又、操業停止により工場の労働者、下請企業の労働者及びその家族のみならず、工場を基盤とする中小企業等、一般市民の生活は危機にひんし新たに大規模な社会不安が起ることが想定される。われわれはここに操業停止反対の態度を打出し、当局の慎重なる御考慮を強く要望する。

(ロ) 病原因の早期究明、患者対策、漁業対策について

病原が確定していない今日においては、操業停止の如き処置にとられず原因の早期究明、患者対策、漁業対策を並行し、関係者が迅速強力に推進せられることこそ刻下の急務である。

当局におかれてはこれらの基本的対策について万全なる措置を積極的に講ぜられるよう強く要望する。

二、新日本窒素水俣工場関係

会社は事態の重大化を充分認識され、次の諸事項について更に積極的に努力されるよう強く要望する。

(イ) 排水浄化装置早期完成に努力すること。

(ロ) 原因究明については自己の主張を述べるばかりでなく関係各方面と協力し、その解決に努めること。

(ハ) 県漁連の平和的な交渉申入れについては謙虚な態度でこれに応ずること。

三、熊本県漁業協同組合連合会関係

漁業不振による窮状については深く同情するところである。しかしながら今次紛争に当たつてなされた暴力行為は誠に遺憾であり、充分反省され再びこのような事態が発生せざるよう強く要望する。」

資料 6

一九五九年十一月四日 組合代議員会での決議

(部分のみ、太字はそのまま)

何もしてこなかつたことを恥とし

水俣病と闘う!

大会決議

水俣病は何十人の人間を殺し何十人の人間を生きながらの不具者にし、何十人のみどり児を生れながらの片輪にした。水俣病の原因がチツソの工場排水にあることは、当時からいわれており、今日では市民はもちろん、日本中の常識になっている。

その水俣病に対して私たちは何を斗ってきたか? 私たちは何も斗い得なかつた。

安賃斗争から今日まで六年有余、私たちは労働者に対する会社の攻撃には不屈の闘いをくんで来た。

その経験は、斗いとは企業内だけで成ししないこと、全国の労働者と共にあり、市民と共にあること、同時に斗いとは自らの肩で支えるものであることを教えた。

その私たちがなぜ水俣病と斗いえなかつたのか? 斗いと

は何かを身体を知った私たちが、今まで水俣病と斗い得なかつたことは、正に人間として、労働者として恥しいことであり、心から反省しなければならぬ。

会社の労働者に対する仕うちは、水俣病に対する仕うちそのものであり、水俣病に対する斗いは同時に私たちの闘いなのである。

会社は今日に至ってもなお水俣病の原因が工場排水にあることを認めず、また一切の資料を隠している。私たちは会社に水俣病の責任を認めさせるため全力をあげ、また、今日なお苦しみのどん底にある水俣病の被害者の人たちを支援し、水俣病と闘うことを決議する。

昭和四三年八月三〇日
合化労連 新日窒労組

第三一〇回定期大会

資料 7

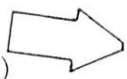
組合大会で「恥宣言」

資料8

水俣病・チッソ・労働組合関連年表

年	月	内容
1906	06	野口遵、曾木電気（現鹿児島県伊佐市）創業・周辺の金山に電気販売始める
08	08	水俣に日本窒素肥料発足 (50年「新日本窒素」、65年「チッソ」に社名変更)
12	06	石田の父・曾木電気入社（21年水俣へ転勤）
32	03	水俣工場、アセトアルデヒド生産開始、排水放出開始（水俣湾）
53	12	水俣市出月で女兒発病（後に患者第1号と確認される）
56	03	石田入社（電気部）
	05	付属病院、保健所に患者届け（水俣病公式確認）
58	09	排水口を変更（不知火海へ拡散）
59	11	厚生省食品衛生調査会水俣食中毒部会が、水俣病の原因は有機水銀化合物と閣議に報告、池田勇人通産大臣が「結論は早計」と発言、食中毒部会解散 <ul style="list-style-type: none"> ・不知火海沿岸漁民操業停止を求めて工場内へ乱入 ・「工場を守る」従業員大会 ・熊本県議会で組合出身議員が「操業停止反対」演説 ・労働組合「操業停止反対決議」
	12	水俣病・第1次「見舞金契約・決着」30万円 工場内にサイクレーター（排水浄化装置）完成
60		炭労三井三池争議
62	04	組合の賃上げ要求に対し会社は「安定賃金・4年間の賃金協定」回答、組合拒否してスト反復
	05	三池労組 オルグとして水俣へ、以降スト終結まで滞在
	07	会社ロックアウト、組合全面無期限スト、組合分裂
	08	第2組合、スト破り・第2組合工場内籠城（6カ月間）・生産一部再開
63	01	地労委斡旋で解決（第1組合2,400名、第2組合1,000名）
	02	組合スト解除、11回の分割就労 (石田・第5次就労・施設2課へ不当配転)
	03	組合員全員就労（元の職場594名、差別配転1774名）
	05	希望退職募集（750名目標・退職108名）
	07	第2次募集（退職111名） (石田・「希望退職」説得で6時間と4時間受ける)
	09	第3次募集（退職14名） (石田・「希望退職」説得で1分受ける)
	10	指名解雇（310名、第1組合269名、第2組合41名）
	11	三池・三川坑大爆発

- 64 01 被解雇者・南九州開発(株)へ就労(77~79年職場復帰)
- 67 08 チッソ2,700→1,200名への人員整理提案・水俣工場大スクラップ化攻撃
- 68 05 アルデヒド工場停止
 - 08 組合大会で「水俣病・恥宣言」
 - 09 政府「水俣病の原因はチッソの排水」と認定
- 69 06 水俣病裁判・第1次提訴(患者家庭互助会・一任派、訴訟派に分裂)
- 70 05 水俣病・第2次「補償処理委員会・決着」一任派に400~320万円
 - 組合・抗議スト
- 71 04 人員整理反対闘争決着
- 72 03、04 水俣病・労働者証言(6名) (石田・4月証言)
- 73 03 水俣病・第1次訴訟、勝利判決1,800万円~1,600万円
 - 07 水俣病患者さんとチッソ「補償協定書締結」
- 79 03 熊本地裁・チッソ元社長吉岡喜一・西田栄一元工場長に殺人罪、傷害罪で有罪判決(88年2月・最高裁で確定)
- 95 10 水俣病・第3次「村山・政治決着」260万円
- 2004 10 水俣病関西訴訟最高裁判決・国と県の責任認める
 - 05 03 新日本窒素労働組合・定年退職で消滅
 - 09 07 国会・「水俣病救済法」成立、第4次「自公民・政治決着」210万円
- 12 07 同上申請締切(申請者65,151名)



水俣病特別措置法に基づく未認定患者救済。メチル水銀に汚染された魚介類を多食し、感覚障害があると認められた人に一時金210万円と医療費、療養手当を給付する。県内の対象居住地域は、水俣病患者が多発した水俣市や芦北町など不知火海東岸が大半。西岸は天草市御所浦町、上天草市龍ヶ岳町のみ。対象の年代はチッソが水銀排出を止めた翌年の1969年11月末生まれまで。対象外の地域や年代の人は、汚染魚多食や水銀暴露の証明が必要となる。12年7月末の締め切りまでに全国から約6万5千人が申請した。

資料9

水俣病補償・救済のイメージ

